

**改正**

平成三〇年三月三〇日三重県規則第五二号

三重県国民健康保険運営協議会規則をここに公布します。

三重県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、三重県国民健康保険条例（平成二十九年三重県条例第五十八号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、三重県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第二条** 委員は、国民健康保険の被保険者を代表する者（以下「被保険者代表委員」という。）、国民健康保険の保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する者（以下「保険医等代表委員」という。）、学識経験者等の公益を代表する者（以下「公益代表委員」という。）及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する者（以下「被用者保険代表委員」という。）のうちから知事が任命するものとする。

2 委員の数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者代表委員 三人
- 二 保険医等代表委員 三人
- 三 公益代表委員 三人
- 四 被用者保険代表委員 二人又は三人

(会長及び副会長)

**第三条** 協議会に会長及び副会長各一人を置き、公益代表委員のうちから、全ての委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第四条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員及び被用者保険代表委員のいずれの委員も一名以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第五条** 協議会の庶務は、医療保健部において処理するものとする。

(雑則)

**第六条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

**附 則** (平成三十年三月三十日三重県規則第五十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。